

「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」に対する、よくある質問

(3) 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備等を導入する事業

ご質問を頂く前に、ご確認をお願いいたします。

1. 交付の対象について

Q 1 蓄電設備を屋外に設置する場合、関連する工事（設備及び据付工事以外の基礎を含む建築土木工事等）はどこまでを対象範囲とし補助対象経費に計上してもよろしいですか。また、設置場所についての制限はありますか。

A 1 設置場所の制限は基本的には設けていませんが、今後の運営やメンテナンス等を考慮したうえで、最も効果的な場所を選定してください。その際に、必要となる最低限度の土木建築工事は対象とする予定です。

Q 2 近隣需要施設への自営線等の送電設備の対象範囲はどこまでを見込んでよろしいのでしょうか。

A 2 費用対効果や電気事業法を考慮した場合に、一定の範囲に限られてくるのではないかと考えます。

設備の範囲については、エネルギー供給元の設備改修部分から電力需要設備までを範囲として考えています。

Q 3 蓄電設備の対象範囲は構内電気設備改修も必要となりますが、いずれの範囲までを含めてよいのでしょうか。

A 3 蓄電池に対する充電設備を範囲に含めて考えていることから、エネルギー供給設備側の電気設備改修部分からを範囲として考えています。

Q 4 電気供給会社への逆送電を行うための設備、及び設備改修は対象となりますか。

A 4 廃棄物処理施設から特定した需要施設に電力を供給することを事前に需給者間で取り決めていることが前提となりますが、必要な設備改修は対象と考えています。

Q 5 EV パッカー車用蓄電池への充電設備や蓄電設備までの電源供給設備等も必要ですが、対象の範囲はどこまででしょうか。

A 5 従来の電気設備の改修から、充電設備までの送電設備も含むと考えています。

Q 6 バッテリーの減価償却期間の設定はメーカーの使用期間で試算すればよろしいでしょうか。

A 6 減価償却資産の耐用年数等に関する省令をはじめ、メーカーが作成する蓄電池への充電

回数に応じた蓄電池寿命等が示されると考えておりますので、それらを参考に算出願います。

2. 応募について

Q 7 応募期間外でも応募書類を提出すれば受け付けていただけるでしょうか。

A 7 受理できません。

Q 8 二次公募に応募したいと考えていますが、実施される予定でしょうか。

A 8 二次公募は一次公募の採択の可否を行った後に、なお本事業の予算に余剰が生じた場合に限り実施することとなりますので、必ず行われるものではありません。

Q 9 交付決定前に事業に着手してもよろしいでしょうか。

A 9 補助対象部分は交付決定前に着手することはできません。

Q 10 補助対象となる事業とは、どこまでの実施段階を指すのでしょうか。契約のみの場合でも対象となるのでしょうか。

A 10 契約行為のみを行う場合は交付対象とはなりません。実際に設備や機器の購入及び設置等を実施し、工事を予定年度内に完了させる必要があります。

Q 11 何らかの事情で期間内に事業が完了しない場合は、ペナルティはありますか。

A 11 交付規程第 8 条第五号を参照ください。なお、何らかの事情で事業計画に変更が生じる場合は、予め技管協に相談下さい。

○ 第 8 条第五号（要約） 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第 7 による遅延報告書を技官協に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後 2 ヶ月以内である場合はこの限りではない。